

# 中世イタリアのコムーネと司法

——紛争解決と公的秩序——

中 谷 惣

はじめに

一一、一二世紀の北中部イタリアの諸都市では、コムーネの司法が紛争解決と秩序維持において一定の役割を果たした。一二世紀初頭の権力空白の時期に、都市の自治組織であるコムーネはその指導層であるコンスルを裁判官とする法廷を設置する。ルッカでは伯の法廷 *placitum* に代わって、一一三六年からコンスルの法廷が史料上に現れ、その後、一二世紀を通して制度化され、恒常的な機関となっていく。<sup>①</sup> 一二世紀には、他都市から招かれる遍歴の裁判官であるポデスタによって裁判が行われるようになる。<sup>②</sup> 一二世紀半ばのベルージャでは、年間で都市の人口の四分の一にあたる五九〇〇人がポデスタの法廷に足を運んでおり、この頃には、コムーネの法廷が都市の紛争解決において主要な場となつて

いることが確認できる。<sup>③</sup> 一二世紀半ば以降、コムーネの司法は新たな展開を見せる。コムーネは公的秩序や刑法の概念を導入し、その活動領域を拡大させるのである。そしてこれに伴って、コムーネは職権によって *ex officio*、積極的に都市の秩序維持に乗り出すようになる。

中世の司法に関しては、これまで全ヨーロッパ的に多くの研究が行われてきた。従来の法制史研究では、法学書や都市条例などの規範史料の分析を基に、司法機関や法学理論、訴訟手続きの形式的な発展のみが描かれてきた。<sup>④</sup> その後、近代国家の起源を中世の司法に見ようとすると、避反的な視点から研究が進められる。<sup>⑤</sup> ここでは司法のあり方が国家の進歩的な局面を反映しているという前提の下、イタリアにおける反豪族立法、フランスやドイツにおける神の平和運動やラントフリーデに見られる、公的秩序への犯罪

という刑法の概念の出現が注目され、その中にそれ以前のフェーデなどの私的な実践に基づく秩序とは異なる、近代国家に繋がる公的な権力秩序が見出されてきた。

他方、紛争と紛争解決を研究対象とする近年の研究者は、隣接社会科学、特に法人類学の手法を取り入れ、紛争当事者の視点から中世の司法を考察している<sup>⑥</sup>。彼らは、ポストカロリング期のフランスなど、中央集権的な国家が存在しない社会において、社会的紐帯を前提とした交渉や仲裁などの当事者間での相互行為が、社会の秩序を維持する際に重要な役割を果たしていたことを明らかにする。そしてその上で、司法をこの前国家的な秩序維持システムの一部として位置付ける。こうした研究では、紛争当事者は一連の紛争プロセスの中で、法廷をどのように利用したのか、という視点で中世の司法は考察される傾向にある。つまり、司法は当事者の紛争戦略の手段とみなされているのである。

本稿では、中世イタリアの司法を、以上のような近代国家形成の指標や当事者の紛争プロセスの一過程としてではなく、その実践の中にある既存の権力秩序を再編させ、新たな秩序を作り上げていく要素に注目して考察を行う。一一世紀末から一二世紀にかけて、都市住民が都市の支配権を、司教や伯、辺境伯から奪い取る現象が見られる。これは、確かに封建的な権力からの解放と平

和的な地域自治を求めた全住民による運動であったが、近年、ウィッカムが指摘しているように、そこには同時に、都市の有力者がコミュニネを利用して自らの影響力を高めようとする側面が存在していた<sup>⑦</sup>。コミュニネとは、全住民の代表を標榜する、支配者層の集合体であった。一二世紀末から一三世紀のイタリア諸都市は、コンスル制からポデスタ制への政体の変化、支配者層の変容、分化こそあれ、基本的には、その時々々の有力者の集合体であるコミュニネが、都市全体に影響力を行使し、都市共同体を実質的に統治する存在として確立しようとする状況の中にある。本稿では、こうしたコミュニネの正当化という政治的コンテクストの中で、司法のあり方とその意義を検討する。

近年のイタリア法制史においても、司法制度や法学理論など理念的な領域にとどまっていた従来の研究の枠を超え、司法が実際の社会的、政治的状況下で果たした役割を明らかにしようとする動きが見られる<sup>⑧</sup>。ここでは、一三世紀後半において、コミュニネが自らの権力の正当性を高めるために、刑法を伴った都市条例の制定やそれに基づく司法の行使などの司法的手段を利用していたこと、そしてそうした活動を同時代の法学者が支えていたことが注目されている<sup>⑨</sup>。しかし、彼ら近年の研究者は法人類学の成果を受け、共同体的な紐帯に基づく秩序維持の有効性を認識してい

るものの、スプリッコリのネゴシエーションの司法 *giustizia negoziata* からヘゲモニーの司法 *giustizia egemonia* へ、<sup>①</sup>という問題設定に象徴されているように、社会的紐帯に基づく下からの司法と公権力による上からの司法とを対極的なものとして位置付け、どのように前者から後者へと移行していくのかという視点で考察を行っている。そして、彼らの言う司法を通じたコムーネの政治的正当化とは、上からの社会統制によつてのみもたらされるものであり、それはコムーネが社会から分離した国家的な権力体へと発展することに他ならない。

本稿では、こうした刑法の原理に基づく上からの司法ではなく、コムーネと当事者、コムーネと社会との相互的な関係の中で作り出される司法のあり方とその政治的意義に注目する。つまり、一三世紀の司法の中に、当事者の実践の論理または権威者の統制の論理を見ようとするのではなく、この時期の実際の司法に見られる両者の相互作用に焦点を当てて考察する。第一章では、当事者間の対決と交渉の場とされてきた司法の側面を検討する。ここでは下からの論理によつて形成された司法の側面だけではなく、コムーネの法廷で紛争と紛争解決を実践することの中にあるコムーネの正当化の要素にも注目して考察する。第二章では、公的秩序の概念とともに行われた一三世紀後半の司法を取り扱う。ここで

はこの時期の刑法の概念の導入に上からの司法への転換や、近代国家の兆候と原動力を見るのではなく、同時代的な視点から、この新たな概念の使われ方に注目し、コムーネが行使していた司法の性質を明らかにする。

なお、以下では、フィレンツェなどのトスカーナ諸都市とベルージャを対象に考察を進める。これらの都市は、実際の司法のあり方を見る上で不可欠な裁判記録が早期より残されており、これまで多くの議論の対象となってきた地域である。確かに、本稿で考察する都市間、または他地域や他都市との間で、皇帝や教皇の影響力、ポポロと豪族との対立の状況など、政治的コンテクストにおいて若干の差異は存在する。しかし、一三世紀の北中部イタリア都市では、司法の実践のあり方や司法文化は、遍歴の裁判官であるポデスタの巡回を通して共有される傾向にあったことを考えると、以下での議論は広く他の都市に関しても興味深い視点を提供するものと思われる。

① Wickham, C., *Courts and Conflict in Twelfth-Century Tuscany*, Oxford, 2003, pp. 22-23.

② 近年のポデスタに関する研究として、*I podestà dell'Italia comunale. Reclutamento e circolazione degli ufficiali forasteri (fine XII sec.-metà XIV sec.)*, a cura di J.-C. Maire Vigueur, Roma, 2000. Id., "L'ufficiale forastero", in *Cari, modelli, comportamenti nella società medievale (secoli*

- XIII-metà XIV). Pistoria, 2001, pp. 75-97; 我が国の研究では、山辺規子『中世中期イタリアにおける支配階級の諸相の比較研究』(文部省科学研究補助金研究成果報告書)一九九一—二〇〇一年。
- ③ Valeriani, M., *Il sistema giudiziario del comune di Perugia. Conflitti, reati e processi nella seconda metà del XIII secolo*, Perugia, 1991, p. 18-20.
- ④ Salvioli, G., Storia della procedura civile e criminale, in *Storia del diritto italiano*, sotto la direzione di P. Del Giudice, vol. III, Milano, 1927; Besta, E., *Fonti: legislazione e scienza giuridica dalla caduta dell'Impero romano al secolo demagogico*, in *Storia del diritto italiano*, sotto la direzione di P. Del Giudice, vol. I, parte II, Milano, 1925; Fasoli, G., "Ricerca sulla legislazione antimagistraria nei comuni dell'alta e media Italia", «Rivista di storia del diritto italiano», 17, 1939, pp. 240-309.
- ⑤ Jones, P., "Comuni e signoria: la città-stato nell'Italia tardomedievale", in Id., *Economia e società nell'Italia medievale*, Torino, 1980, pp. 503-526; Id., *The Italian City-State. From Commune to Signoria*, Oxford, 1997, pp. 370-382; Tabacco, G., *Egemonie sociale e struttura del potere nel medioevo italiano*, Torino, 1979, pp. 330-363; Deza, E., *Accusa e inquisizione dal diritto comune ai codici moderni*, Milano, 1989. 堀米庄三『ローマ中世世界の構造』岩波書店一九七六年。
- ⑥ 服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決—儀礼・ロムニケーション・国制—」『史学雑誌』一一三号、二〇〇四年、六〇—八二頁・同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序—紛争解決と国家・社会—」『史林』八八—一、二〇〇五年、五六—八九頁・藤木広太郎「紛争の中の教会——中世フランドルの聖人伝から——」『史林』八二—一、一九九九年、一—三三頁; White, S. D., "Factum...
- legem vincit et amor iudicium' The Settlement of Disputes by Compromise in Eleventh-Century Western France", «The American Journal of Legal History», 22, 1978, pp. 281-308; Roberts, S., "The Study of Dispute. Anthropological Perspectives", in Bossy, J. (ed.), *Disputes and Settlements. Law and Human Relations in the West*, Cambridge, 1984, pp. 1-24; *Le régime des conflits au moyen âge*, Sorbonne, 2001; Brown, W. C., Górecki, P. (ed), *Conflict in Medieval Europe: Changing Perspectives on Society and Culture*, Aldershot, 2003.
- ⑦ Wichham, C., *Community and Clientele in Twelfth-century. The Origins of the Rural Commune in the Plain of Lucca*, Oxford, 1998.
- ⑧ 一九八〇年代末の法制史研究の動向をZorzi A., "Giustizia criminale e criminalità nell'Italia del tardo medioevo: studi e prospettive di ricerca", «Società e storia», 46, 1989, pp. 923-965; Id., "Giustizia e società a Firenze in età comunale: spunti per una prima riflessione", «Ricerche storiche», 18, 1988, pp. 449-495; 長井のぶとく『ドイツの歴史』(1)『刑事法と犯罪学』(1)『Criminalità e giustizia in Germania e in Italia. Pratiche giuridiche e linguaggi giuridici tra tardo medioevo ed età moderna, a cura di M. Bellabarba, G. Schwenhoff, A. Zorzi, Bologna, Boringhieri, 2001.
- ⑨ Shriccoli, M., "Legislation, Justice and Political Power in Italian Cities, 1200-1400", in A. Padoa-Schioppa (ed.), *Legislation and Justice*, Oxford, 1997, pp. 37-55; Id., "Vidi communiter observari". L'emissione di un ordine penale pubblico nelle città italiane del secolo XIII", «Quaderni fiorentini per la storia del pensiero giuridico», 27, 1998, pp. 231-268; Id., "Giustizia criminale", in *Lo Stato moderno in Europa. Istituzione e diritto*, a cura di M. Fioravanti, Bari, 2002, pp. 165-205; Maire Vigueur, J.-C., "Justice et politique

dans l'Italie communale de la seconde moitié du XIII siècle: l'exemple de Pérouse", in *Accademie des inscriptions et belles-lettres*, 1986, pp. 312-328; Marinès, L., *Lawyers and Scribes in Renaissance Florence*, Princeton, 1968; Cohn, S. K. Jr., "Criminality and the State in Renaissance Florence", in Id., *The Laboring Classes in Renaissance Florence*, New York, 1980, pp. 179-203.

⑨ Sbriccoli, M., "Giustizia negoziata, giustizia egemonica. Riflessioni su una nuova fase degli studi di storia della giustizia criminale", in *Criminalità e giustizia in Germania e in Italia...*, pp. 345-365.

## 第一章 紛争解決の場としてのコムーネの司法

それでは、まずコムーネの法廷はどのような特徴を持っていたのか、紛争と紛争解決においてどのような場であったのかを見てみよう。一二世紀末のルッカにおけるコンスルの法廷の裁判記録では、起訴の後に行われる当事者間の論争とそれを補強する証拠に関して記述が残されている。このルッカの裁判記録を分析したウィツカムの研究から、一二世紀末のコムーネの法廷で何がどのように主張され、どのような証拠が、裁判において有効であると考えられていたかを見ることができ<sup>①</sup>。法廷で行われる議論や証言は、法律に基づく規範的なものではなく、意味を含んだ事実関係の羅列であった。一二〇〇年にカザレ修道院とカンティニヤノ修道院とによって、ある土地の所有権をめぐる行われた

法廷での論争では、「木を切ること」「粟を植えること」「粟を拾うこと」、そしてこれらの活動を秘密裏ではなく公に行うこと、反対されずに行うことが、土地の権利の所有を示すものとして主張されている。当事者や証人は法廷において、法的な証拠ではなく、こうした日常的な権利意識と結びついた、意味を含んだ実践が、裁判官によって権利の主張として理解されることを認識して議論していた。さらに裁判では、公に行われる印象的な実践が結果的に作り出すこととなる、公のうわさ *publica fama* が、証言の根拠として目撃証言とともに信頼性の高いものとして位置付けられている。<sup>②</sup>このように、法廷は法的な証拠よりも日常的な実践に基づく証拠が重視され、当事者の実際の感覚に近い形で議論が行われる場であった。

一三世紀から、より専門的な知識を持った遍歴の裁判官であるポデスタが裁判を行うようになる。ポデスタの法廷の裁判記録は各都市で残されているが、中でもヴァレラーニが研究した、ペルージャのポデスタ、ロランディーノの一二五八年の裁判記録は、一三世紀で唯一、完全な形で現存しているものである。<sup>③</sup>ここから訴訟手続きの形態や判決の特徴など、一三世紀のコムーネの法廷の全体像を把握することができる。裁判記録は大きく分けて弾劾主義の訴訟 *processo accusatorio* と糾問主義の訴訟 *processo*

inquisition」という二つの部分からなる。弾劾主義の訴訟は、原告の告訴から始まり、被告の召還、当事者間の論争、裁判官を通しての当事者間の論争、証人の証言と進み、その後、判決が言い渡される。ここでは裁判官の役割は、被告の召還や、保証人の要求、宣誓の義務付けなど、情報の交換とその信頼性を確かめることに限られ、訴訟全体は当事者間での論争を中心に形作られている。他方、殺人などの凶悪犯罪を対象とする糾問主義の訴訟では、職権による活動を求めた原告の告発に始まり、被告と証人への尋問が行なわれ、判決が下る。ここでは、当事者間の論争がなく、裁判官による尋問が訴訟の中心となるなど、当事者よりも裁判官、つまりコムーネの側が積極的に活動するという司法の側面が見られる。こうした二つのタイプの訴訟の件数を比較すると、この時期のコムーネの司法の特徴が鮮明になる。一二五八年の一年間に、弾劾主義の訴訟が五六〇件あったのに対し、糾問主義はわずか七六件のみであった。ポデスタの法廷は裁判官による審判の場というより、裁判官によって規則化された、当事者間の対決の場、交渉の場という様相を呈していたのである。こうした特徴は、判決内容にも見ることができると。弾劾主義の訴訟、五六〇件のうち五一八件（九二・五％）が無罪判決であり、有罪判決はわずか四二件である。無罪判決のうち六三件が当事者間の和解によ

る打ち切りを、四五五件が証拠不十分をその理由としている。そして四二件の有罪判決も、そのほとんどが一方の出廷拒否を理由としたものである。糾問主義の訴訟においても、七六件のうち五〇件（六六％）が無罪判決で（二二件が当事者間の和解、二八件が証拠不十分による）、二六件の有罪判決のうち一二二件のみが法的な証拠を根拠とした有罪である。こうした有罪判決の少なさ、特に証拠確定能力の低さは、一三世紀のポデスタの法廷が、法的に人々を裁く場というより、仲裁を行う場であったことを如実に示している。特に弾劾主義だけでなく、糾問主義の訴訟においても、当事者間の和解によって訴訟それ自体が打ち切られていることは、裁判官が、問題の真相を解明し、それを法律に照らして判決を下すことよりも、当事者間の合意を重要視していたことを表している。

このように一二世紀末から一三世紀のコムーネの法廷では、当事者が中心となって、彼らの意識に近い形で裁判が行われ、その判決も、当事者の立場に配慮した仲裁的なものであった。こうした中世の法廷は、近代的な法秩序を公準とする法制史的な視点では、訴追制度の脆弱さや判決の決定力の不足から、近代的な司法制度への発展途上の状態、未熟な状態としてのみ捉えられてきた。これに対して、法人類学の影響を受けた近年の研究者は、地域社

会の社会的紐帯に基づく自力救済的な紛争解決の実践の有効性を認識し、紛争当事者の視点から、コムーネの法廷の役割を考察する<sup>④</sup>。彼らによれば、この時期、紛争当事者は紛争に際して、裁判以外に当事者間での交渉や仲裁など多様な手段に頼ることができた。そしてそれら裁判外の紛争解決と裁判とは、相互に移行するものであった。当事者間の和解による裁判の打ち切りは、裁判中に当事者間で交渉が行われていることを示している。このような代替的な紛争解決の手段が存在する中で、紛争当事者は法廷を紛争戦略の一部として利用していた。ペルージャの裁判記録で見られる農業に関する訴訟では、土地の不法占有や収穫物の窃盗など告訴時の内容は、当事者間の論争の段階に移ると、ほとんど取り上げられず、論争は土地財産の所有権や、地主と借地人との労働契約などの彼らにとつての本質的な争点をめぐって行われている<sup>⑤</sup>。ここでは、法廷は隠されていた問題を表面化させ、相手を交渉の場に引き出すため、または力による対決を回避するために用いられている。紛争当事者は裁判官の判決によつて相手を罰するためではなく、これまでの紛争プロセスの一部として、対決や交渉を自らの有利なように行うために法廷を利用しているのである。

以上のような当事者の紛争プロセスに注目した近年の研究では、コムーネの法廷は当時の社会において機能的な存在であったと理

解される傾向にある。法廷の対決と仲裁の場という性格は、裁判外での紛争解決が有効であった当時の社会の中で、戦略的にのみ法廷を用いようとする紛争当事者にとって好ましいものであった。当事者主導で訴訟が展開し、日常的な実践が証拠として重視され、当事者の利害関係に配慮した仲裁的な決定が提供されるコムーネの法廷は、紛争当事者が通常の紛争と同じ論理の下で活動することができ、使いやすい場であったのである。しかしながら、アメリカにおけるプロセス主義の研究と同様に、近代国家を基準とする従来の研究への批判から生まれた、こうした研究では、紛争を内的に動かしていた当事者間での相互行為に注目するあまり、法廷は単に当事者の紛争プロセスの一つの場として以外に意味を持たないものとなる。つまり、当事者主義的で仲裁的な特徴を有していたにもかかわらず、コムーネの法廷が有していたもう一つの機能、すなわち、紛争を制度の中に枠付けることで果たされるコムーネの正当化の機能が見落とされているように思われる。そこで、以下では紛争解決の実践の局面におけるコムーネと当事者との関係性に注目し、刑法による上からの司法とは異なる形で行われる、コムーネによる司法を通じた新たな秩序形成の活動を考察したい。

まず、裁判外での事例から、コムーネが紛争解決において利用

されることの意味を考えてみよう。これに関して、サン・ジミニャーノの公証人文書を史料に、当事者だけで行われた平和契約とコムーネを介した平和契約とを比較しつつ検討することができる。<sup>⑦</sup>

一二五七年の四月から十一月の間に起草された六つの文書において、都市の有力家系のサルヴィ家のグループとマンジェリウス家、トゥッリ家のグループとの間で包括的な和平が交わされている。<sup>⑧</sup>

紛争と仲裁の後、当事者間だけで行われた平和では、契約を強化するために、いくつかの方法がとられる。契約では、平和的な関係を強化するために家族間での広範な婚姻契約が結ばれている。そして、契約での決まり事が守られなかった場合、違反者から、違反された者に罰金が支払われることが相互に約束されている。また、それぞれ一〇人以上の保証人が、自らの財産を担保に入れて、連帯して保証を行っている。この平和は紛争当事者の家の前で、公に執り行われた。平和契約に含まれるこうした一連の保証の活動は、平和的な関係を維持するために行われたものであったが、それは同時に、紛争当事者を取り巻く社会関係を再編し、明確化する意味を持っていた。対立していた家族間で公に行われる婚姻契約や自らの集団のための保証などの活動は、それぞれの集団間での、そして集団内でのより安定的な社会的結合を生み出すものであった。

これに対して、コムーネの代表者であるポデスタを介して行われる平和契約では、契約を強化するために異なる方法が用いられる。一二三九年に取り結ばれたミカエル・ボルギとミカエル・バリシアーニとの平和契約では、紛争当事者はコムーネのポデスタ、アルディッキオ・マラプレーゼとコムーネの財務管理官 *camerarius* に、罰金のための担保（金銭）を提供して、休戦を宣誓している。<sup>⑨</sup>

そして、その後、ポデスタが同様の内容を規定として示し、当事者はそれに従うことを誓約している。複数の保証人も連帯して、紛争当事者による平和維持の保証として、担保をコムーネに提供することを誓約している。そして契約や宣誓は当事者の家ではなく、財務管理官の家やポデスタの宮殿などで行われた。こうしたポデスタを介して行われる平和は、紛争当事者にとっては対立者との平和的な関係を維持するための紛争解決での効果的な道具に過ぎないかもしれない。契約違反を抑え、契約を強化するという点では、婚姻契約とポデスタへの宣誓は、同じ意味を持つている。しかしながら、第三者としてのコムーネを介した平和契約の強化は、当事者間で行われた契約の強化とは異なる結果をもたらす。当事者間の平和を永続させるために行われる、コムーネへの休戦保持の誓い、コムーネへの罰金のための担保の提供は、当事者間での人的紐帯の再編だけでなく、コムーネへの従



順という形で、紛争当事者とコミュニネとの新たな関係を構築する。紛争当事者にとつては、対立者との平和の強化という自らの目的のためにコミュニネの権威を利用していても、新たな社会関係を再構築する瞬間である紛争解決の局面において、第三者としてコミュニネを介することは、契約の保護者としてコミュニネを認めることを意味し、それは結果としてコミュニネを正当な機関として認めることに繋がっていたのである。

それでは、こうしたコミュニネという第三者の下で行われる紛争解決という視点で、コミュニネの法廷に再び目を向けてみよう。ムチャレツリが研究、編纂したシエナの裁判記録から、サンタ・マリヤ・デッラ・スカラ施療院（以下SMSと略記）とシエナの豪族、ピッコロミニ家との紛争とその解決について、具体的に考察することができる。一二七七年、SMSはピッコロミニが施療院所有の土地に侵入し、そこで働いている施療院の労働者と修道士を暴力で追い出したことに関して、シエナのボデスタの法廷に訴えを起こす<sup>⑪</sup>。その後、法廷で行われた当事者間の論争では、争点がピッコロミニの暴力から、土地財産の所有権に移る。SMS側は、その土地は三〇年以上、平穩に、施療院が所有しており、そこにいる農民は施療院のために働いていると主張する。これに対して、ピッコロミニ側は、その土地は、皇帝フリードリ

ッヒ二世からピッコロミニ家が封土として受け取ったカステッロの領域の中であり、それゆえ、自らがその土地に十分な権利を持つていと主張する。この後に行われた証人の証言では、施療院側九五入、ピッコロミニ側二四人が裁判官の質問に対して証言を行っている。公のうわさをその主たる根拠とする証言は上記の論争の内容を繰り返し、それを強化するものである。この裁判における判決内容は、史料の不足のため定かではないが、補足的な史料からコミュニネの決定の概要を見ることが出来る。一二八〇年、カピターノ・デル・ポポロなど都市の主要官職が集まった会議で、コミュニネは、施療院に問題となっている土地で穀物を収穫する権利を認めている<sup>⑫</sup>。しかし、SMSに与えられていた権利は収穫への権利だけであり、所有権はこの時、ピッコロミニに認められていたようである。二年後、ピッコロミニは施療院にこの土地を寄進している<sup>⑬</sup>。そして、その後、紛争は終結に向かつていった。

この紛争は、権利の主張の手段としての、事実上の権利の行使（SMS側）や暴力的な活動（ピッコロミニ側）、そして証言の根拠としての公のうわさなど、当時の人々の心性や行動様式を考察する上で、貴重な情報を提供している。ただし、ここでは、コミュニネの司法の機能面に注目して考察を進めよう。この紛争に

においてコムーネの司法は、確かに、一連の紛争プロセスの中で当事者によって戦略的に用いられている。告訴の内容と当事者間の論争の内容との相違は、SMSによる法廷への訴えが、当事者間での本質的な問題を表面化し、第三者の下で紛争とその解決を行うおうとする戦略であったことを示している。そして、コムーネが提示したとされるSMSに収獲の権利を、ピッコロミニに所有権を認可するという決定は、SMSへの土地の寄進を可能とし、後押しするものであり、当事者間の利害の調整と関係の強化をもたらすものであった。

しかし、この対決と仲裁の場として利用されるコムーネの司法にあっても、その紛争解決の実践において、第三者としてのコムーネの影響力が作用していたことを見逃してはならない。第一に、コムーネが提示する仲裁的な決定は、当事者間の平和という名目の下、コムーネの影響力の拡大を伴うものであった。コムーネは仲裁案の中で、ピッコロミニとSMSに対して、コムーネの許可なしで、この紛争において新たな活動を行うことを、罰金を課して禁止している<sup>15</sup>。また、SMSに穀物の収獲権を認めながらも、コムーネが収獲物を査定し、新たな紛争が起らないよう、その土地を監視することも併せて決定している。コムーネによる当事者への権利の認可と利害の調整、そして当事者間の新たな関

係の強化は、同時に当事者の側からコムーネを監督者として認めるという条件を含んだものであった。コムーネは、こうした紛争当事者との相互認可を通して、自らの権威を維持し、安定化していたのである。第二に指摘しておきたいのが、法廷での実践自体に含まれている、コムーネの正当化の力である。裁判が当事者間の対決や交渉の論理によって内的に動かされていたとしても、それがコムーネの法廷で、訴訟手続きに従って、行われること自体に大きな意味があった。裁判において、紛争当事者は裁判官の前に現れ、訴えを起こす。そして宣誓を行い、保証人を提示し、自らの主張を裁判官に向かって行う。多くの証人が裁判官の前に列をなし、その質問に答える。公証人はこうした活動を公的なものとして記録する。こうした訴訟手続きに従って行われるコムーネの法廷での活動は、その利用の目的がどうであれ、それ自体、コムーネの法廷での裁判の前提であるコムーネが裁く権限を持った存在であることを承認する意味を持つ。紛争当事者であるピッコロミニとSMSは都市共同体の一員であり、一定の正当性を認識した上で、コムーネの司法を利用していたのであるが、法廷での紛争解決の実践は、コムーネの公共機関としての権威を保ち、高める効果を持っていたのである。

コムーネの司法は、交渉や妥協といった裁判外での自力救済的

な紛争解決の論理の影響を受け、当事者主義的、仲裁的な特徴を帯び、裁判官、コムーネのイニシアティブを欠いた状態にあった。そして紛争当事者にとって、このコムーネの法廷は、一連の紛争プロセスの中で戦略的に利用しうる一つの手段でしかなかった。しかし、こうした司法でもこの時期のコムーネにとっては重要な意味を持っていた。法廷で行われる紛争解決の実践は、コムーネを紛争当事者の利害の保護者とする形で、当事者とコムーネとの新たな関係を作り上げるものであった。この時期のコムーネの司法は、こうした当事者との相互的な関係性の構築と、こうした上からの司法とは異なる形で、コムーネの権力を正当化させ、コムーネを中心とした秩序を形成していたのであった。

- ① Wickham, C., *Courts and Conflict...*, pp. 68-92.
- ② Publica fama について議論した「Wickham, C., "Gossip and resistance among the medieval peasantry", *Past and Present*, 160, 1998, pp. 3-24; Fenster, T., Smail, D. L. (ed.), *Fama. The Politics of Talk and Reputation in Medieval Europe*, New York, 2003.
- ③ Vallerani, M., *Il sistema giudiziario...*, pp. 37-126; Id., "Modelli processuali e riti sociali nelle città comunali", in *Riti e rituali nelle società medievali*, a cura di J. Chiffolleau, L. Martines, A. P. Bagliani, Spoleto, 1994, pp. 115-140; Id., "Conflitti e modelli procedurali nel sistema giudiziario comunale: I registri di processi di Perugia nella seconda metà del XIII secolo", *«Società e storia»*, 48, 1990, pp.

267-299

- ④ Wickham, C., *Courts and Conflict...*, pp. 92-107, 277-312; Vallerani, M., *Il sistema giudiziario...*, pp. 62-80; ルネサンス期の研究として Kuehn, T., *Illegitimacy in Renaissance Florence*, Ann Arbor, 2002; Id., *Lava, Family and Women: Toward a Legal Anthropology of Renaissance Italy*, Chicago, 1991; キーソンの研究の集積として Vallerani, M., "Liti private e soluzioni legali. Note sul libro di Th. Kuehn e sui sistemi di composizione dei conflitti nella società tardo-medievale", *«Quaderni storici»*, 89, 1995, pp. 546-557.
- ⑤ Vallerani, M., *Il sistema giudiziario...*, pp. 73-81.
- ⑥ 同上⑤参照
- ⑦ *Collectio chartarum pacis private Medii Aevi ad regionem Tusciae pertinentium*, a cura di G. Masi, Milano, 1943
- ⑧ *Ibid.*, pp. 293-316.
- ⑨ *Ibid.*, pp. 322-335.
- ⑩ Muciarelli, R., *La terra contesa. I Piccolomini contro Santa Maria della Scala, 1277-1280*, Firenze, 2001; 中山明十「十三世紀末モンゴルのコンタートにおける地主と小作農の関係をめぐる考察——ピッコローツォ家のリナルドと小作人タムッチョ・ディ・コロシニャーノ——」『大阪音楽大学研究紀要』四三(二〇〇四年)九四—一二二頁。
- ⑪ Muciarelli, R., *op.cit.*, Documento, 2, pp. 99-110.
- ⑫ *Ibid.* Documento, 3, pp. 111-115.
- ⑬ *Ibid.* Documento, 12, p. 197.
- ⑭ *Ibid.* Documento, 13, pp. 198-200.
- ⑮ *Ibid.* Documento, 11 e 13, pp. 195-196 e 198-200.

## 第二章 コムーネの司法における公的秩序

一三世紀半ば、コムーネの司法において、紛争当事者の対決、交渉の場という受動的な特徴に加えて、コムーネの側からの紛争への介入という能動的な特徴が現れ始める。一二五八年のペルージャの裁判記録で見られた、糾問主義の訴訟における職権による活動や審問など、コムーネが自ら積極的に犯罪を見つけ、処罰する活動がそれである。一三世紀後半から一四世紀前半にかけて、その割合を拡大させ、コムーネの司法を次第に特徴付けるようになる、こうした司法の新たな側面の出現は、犯罪の概念が被害者への悪事から、共同体への悪事へと拡大したことをその前提としていた。この時期以降の各都市の都市条例では、武器の携行や夜間の徘徊など公的秩序に対する犯罪、つまり刑法の領域に多くの規定が割かれている。こうした公的秩序や刑法の概念とそれに基づく司法に関して、これまで法制史的な研究が蓄積されてきた。ここでは、この新たな司法の概念や訴訟手続きの中に近代国家形成の兆候や原動力を読み取るという視点で研究が行われてきた。<sup>①</sup>この趣味的な視点からの研究に対して、以下では、当時の政治的コンテクストの中で、この新たな概念とともに行われた司法のあり方とその意味を再検討したい。

一三世紀半ば以降、平和への価値が高められ、公共の平和に関する概念が、史料において頻繁に見られるようになる。一二七九年のペルージャの都市条例では、序文において、それが都市の守護聖人とローマ教皇庁、そして「ペルージャにいる全ての者、そしてペルージャのコムーネと民衆の全ての友人の平和、真の調和、統一」に捧げられていることが明記されており、その後の四編の二行詩節では、「世界の調和である全知全能の永遠の神、あなたは平和を与え、全ての善をなす・世界の唯一の平和であるペルージャの都市はあなたに従う」と詠われている。<sup>②</sup>ここでは、平和と調和はコムーネの政治的な言葉の中心に位置付けられ、共同体全体が平和の状態に置かれるべきであることが示唆されている。一二九三年のフィレンツェの正義の規定 *Ordinamenti di Giustizia* でも、その序文で、この規定が「真の永遠の調和と統一、アルテとすべての民衆、そしてコムーネとフィレンツェ市民の平和と平穏の状態が保持され拡大されること」に捧げられるものであることが示されている。<sup>③</sup>

この時期のこうした平和への称賛や、公共の平和という概念は、近代に繋がる権力秩序への転換を示すものというより、ゾルジラが指摘しているように、商人や手工業者を中心とする新興勢力がポロが、自らの新たな政権を正当化し、旧来の支配者層である豪

族を排除するためのイデオロギーとして創り出したものと考えらるべきであろう。<sup>④</sup> ポデスタ制の下、一三世紀半ばまでに、政治的に台頭したポポロは自らの機関をコムーネの正規の機関に高め、コムーネを実質的に掌握するようになる。しかし、商業や金融業、手工業を基盤として台頭したポポロは、一一、一二世紀のように自らの正当性を伯権力や貴族的な血統に頼ることができなかった。そこで彼らが利用したのが、この公共の平和というイデオロギーであり、それに基づく司法であった。こうした新たな規範の練り上げはアルベルト・ガンディーノら一三世紀後半から一四世紀初頭の法学者を動員して行われた。この世代の法学者はそれ以前の註釈学派法学者とは異なり、ローマ法の伝統よりも新たに作り上げられる慣習 *consuetudo* を重視し、ポポロ政権による立法活動や新たな訴訟手続きの導入を理論的に支えた。 *Publicum* への犯罪、公共の平和 *pax publica*、職権による活動などの概念は、このとき、ポポロのイデオロギーに巻き込まれた彼らによって、豪族の排除と現行の政権の安定化のために練り上げられた。<sup>⑤</sup> この刑法の概念を用いた政治闘争は一三世紀末から一四世紀初頭に頂点に達する。フィレンツェでの一二九三年の正義の規定を含め、この時期に発布された一連の規定は、公共の平和という正義の名の下に、暴力的な生活様式を持つ豪族を罰し、ポポロ政権の下で

の平和を維持しようとするものであった。ポポロの知識人である年代記者もまた、この平和のイデオロギーを社会に浸透させる上で大きな役割を果たした。彼らは、暴力的な行動をとる豪族に、市民的平和の破壊者という悪のレッテルを貼り付ける。フィレンツェの年代記者ジョヴァンニ・ヴィツラーニは「嫉妬深く、高慢な都市住民がおり、彼らの間で多くの殺人、傷害、侮辱が行われている・・・特に、豪族が民衆に対し暴力を振るい、その財産を占有している。このために、よく生きようとする、フィレンツェの手工業者や商人などの良き人々はこの災いの対策を考えている」と記しているほか、ディーノ・コンパーニも「高慢な豪族は、民衆に対して攻撃し、多くの不正を働いた」<sup>⑦</sup>と述べている。ポポロのイデオロギーの中にある年代記者は、従来の名誉意識と結びついた豪族の傲慢な態度や暴力に対して否定的な言説を創り上げていく。このように、一三世紀半ば以降に見られる公共の平和や刑法の概念は、コムーネが公的な権力体として成長したことを示すものというより、政治的に台頭した新たな集団が政敵を排除し、自らの正当性を公的な枠組みの中に基礎付けようとする試みの中で創り出されたものであった。

しかし、ゾルジらが指摘しているような、ポポロと豪族との権力闘争の中で導入された公共の平和の概念は、単に、コムーネ内

部の主導権争いの中での問題以上の意味を持つように思われる。

それは、その時々有力者の集合体であるコムーネが、都市全体を実質的に統治するために、新たな道具を獲得したという点である。ポボロ政権下でコムーネが行った公的秩序を前面に押し出した政策は、暴力的な活動を行う豪族だけでなく、都市の全住民をも巻き込むものであった。コムーネは、公共の平和の保護者であることを名目として、都市での紛争と紛争解決に積極的に介入している。サン・ジミニャーノの公証人文書では、ポデスタが介入して行われた一二四八年と一二九四年のいくつかの平和契約において、対立者への攻撃だけでなく、サン・ジミニャーノの全住民に対しても攻撃を行わないよう、ポデスタは紛争当事者に宣誓させている<sup>⑧</sup>。ここでは、コムーネは当事者間の平和の保護者として以上に、都市全体の平和の保護者として自らの存在を社会に示している。ペルージャの一二七九年の都市条例では、「ポデスタとカピターノは不和にあるペルージャの全住民に対して審問を行わなければならない<sup>⑨</sup>」こと、そして「もしポデスタとカピターノがペルージャのコムーネの平和な状態に対してことを起こしている者を見つけたなら・・・真実を明らかにするために、彼らを拷問にかけることができる<sup>⑩</sup>」ことが規定されている。ここでは、コムーネが平和の破壊者を罰し、不和にある者に審問を行うことが

できる存在であることが顕示されている。コムーネを都市共同体の平和の保護者とするこうした動きは、実際の裁判においても見ることが出来る。一二六〇年から一二七四年にかけて、ペルージャのポデスタの法廷とカピターノ・デル・ポボロの法廷で記された裁判記録では、有罪判決の対象として、窃盗などの当事者間での犯罪以上に、武器の携行や夜間の徘徊などの公的秩序を脅かす種類の犯罪が大きな割合を占めている（六〇—七〇%）<sup>⑪</sup>。公共の平和への侵害をコムーネへの侵害と同一視することは、コムーネが公共機関としてその法廷で有罪判決を量産することを可能とするものであった。そして、豪族をも含めた市民への有罪判決の宣告が意味するのは、その前提としての、コムーネが都市共同体を統治する権力体であることを人々に強く再認識させることであった。このように、ポボロ政権下での反豪族闘争の中で生み出された公共の平和への犯罪という概念と、それに基づく司法は、統治を安定化しようとするコムーネに有効な道具を提供していたのである。

ただし、この時期の公的秩序の概念の導入は、これまで考えられてきたように、コムーネを近代的な国家権力へと発展させるものではないように思われる。このことを、この刑法の概念とともに行われたコムーネの司法の実態を考察しつつ、検討してみよう。

一三世紀末から一四世紀前半にかけて、フィレンツェのコムーネの法廷（ポデスタの法廷やカピターノ・デル・ポポロの法廷など）で反豪族立法に基づいて行われた裁判では、豪族の度重なる出廷拒否に対して、裁判官は出廷拒否を理由とした有罪判決（追放）を彼らに与えている。しかし、こうした有罪判決は、必ずしも豪族を罰するためではなく、彼らと新たな関係を結ぶために出されたものでもあった。<sup>⑫</sup> ポポロのコムーネは有罪判決に続いて、豪族に恩赦を与え、刑罰を免除し、さらにコムーネへの再入会を認めている。ジョヴァンニ・ヴィッラーニは一二二四年の再入会について「フィレンツェの一〇の豪族、コンタードの二五の豪族がポポロに帰属した」とし、一三四三年に関しては「よく生きようとする豪族がポポロに二つの請願を行った。一つは犯罪を行った豪族に刑罰を与える正義の規定の修正を求めたもので、もう一つは、あまり暴力的ではない豪族がポポロへの帰属を求めたものであった<sup>⑬</sup>」と伝えている。ポポロのコムーネが、有罪判決とその恩赦、再入会の認可という一連の活動を通して行っているのは、自らが優位に立った政治的ネゴシエーションである。刑法に基づいて生産した有罪判決は、豪族に対してネゴシエーションを行う力をポポロ政権に与えるものであった。豪族がポポロ政権から恩赦を与えられること、そしてコムーネに再入会を認められ

ることは、同時に、新たな政権を正当な存在として認めることを意味していたのである。同様の状況は一般市民に対する裁判でも見ることができる。一三世紀後半（一二六〇年から一二七四年）のペルージャのポデスタの法廷では、公的秩序の規定に基づいた有罪判決が多く出されたが、そのうちの半数近く（六一〇件中三〇三件）が出廷拒否によるものであり、また、一二七四年には刑罰の免除や減免が七〇件（二四七件中）も行われている。<sup>⑭</sup> ここにおいて、出廷拒否へのコムーネによる有罪判決と、刑罰の赦免は、司法の制度的な未熟さの反映というより、コムーネの正当性を確立するための自らが優位に立ったネゴシエーションと考えることができる。そして、この正当化のメカニズムにおいて、有罪判決の量産を可能とする公的秩序の概念は、紛争に介入し、当事者との間で相互的な関係を構築する手段として、その意味を持つものであった。このように、公的秩序の概念とともに行われた一三世紀後半のコムーネの司法は、社会を一方的に上から統制するといった種類のものではなく、これまでと同様に当事者との交渉、相互認可を通して行われるものであった。

こうした司法のあり方は、コムーネがヴェンデッタ（報復）や私的な平和など、当事者間での私的な秩序維持の実践を認可し、それらを補完的に利用していることから確認できる。<sup>⑮</sup> 高橋ヤヅ

ルジが指摘しているように、コムーネは反豪族立法や都市条例においてヴェンデッタを完全には禁止していない<sup>⑩</sup>。フィレンツェの一二八一年七月の規定では、抗争状態にある全ての住民に対して、担保の提出を義務付けているが、「被つた以上の攻撃や傷害を与えていない者は担保が守られるべきである」としている<sup>⑪</sup>。一三二五年のポデスタの条例でも、加害者以外の親族へのヴェンデッタの禁止<sup>⑫</sup>、被害者とその第四親等までの親族以外の者によるヴェンデッタの禁止が規定されている。こうした規定はヴェンデッタを完全に禁止するものではなく、それを規則化しようとするものである<sup>⑬</sup>。ヴェンデッタはこの時期、ポポロを含めた全住民の中で一般化していた実践であり、一般的な戦闘 *bellum* や戦争 *guerra* とは区別され、傷つけられた名誉の均衡を回復するための正当な実践として認識されていた<sup>⑭</sup>。そしてこれは、交渉を前提として、仲間や親族の協議によって念入りに練り上げられるものであった。コムーネはヴェンデッタの自力救済的な紛争解決の有効性を認識し、それを認可しているのである。そしてその上で、同等の暴力の規則や、ヴェンデッタに加わる者の範囲の制限によって、ヴェンデッタを規則化し、それがコムーネの秩序を危険にさらすようなより大きな戦闘へと転換することを防止している。こうしたコムーネによる私的な秩序維持の機能の認可と規則化は、コムーネ

が法廷での裁判による解決だけでなく、私的な平和や宗教的な平和をも認可していることから確認できる。一二六〇年のペルージャでは、鞭打ち苦行団 *Flagellante* による宗教的な平和の運動に際して、コムーネは規定を發布して、この運動を促進し、永続化しようとしている<sup>⑮</sup>。コムーネ議会では、平和運動の期間内に行われた平和にコムーネの公的な認可を与えること、ポデスタをこの平和に介入させることが決定されている。こうした宗教的な平和、私的な平和へのコムーネの介入は、当事者間の平和をコムーネの制度的な枠の中に組み込み、それらを公的な平和へと転換することで、コムーネを中心とした秩序を作り出そうとするものである。以上のように、公的秩序の概念を導入した、コムーネの司法とは、決してコムーネによる上からの厳格な社会統制、公的な司法による紛争解決の領域の独占を目指して行われたものではなく、社会的紐帯に基づく当事者間での紛争解決の実践を認可すると同時に、それらを規則化し、自らのうちに取り込む形で行われたものであり、その意味で、社会との相互的な関係の中で行われた、これまでの司法の延長線上に位置付けられるものであろう。こうした一三世紀の司法のあり方から考えられる、コムーネによる司法を通じた正当化、コムーネを中心とした秩序の構築とは、上からの司法を通してもたらされると想定されてきた、コムーネ





②① ランシングはこの規定をヴェンデッタの抑制と見ているが、ゾルジの考察のようにヴェンデッタの規則化として読み取るべきであろう。  
 Lansing, C., *The Florentine Magnates. Lineage and Faction in a Medieval Commune*, Princeton, 1991.

②② Zorzi, A., "La cultura della vendetta nel conflitto politico in età comunale", in *Le storie e la memoria. In onore di Arnold Esch*, a cura di R. D. Donne e A. Zorzi, Firenze, pp. 135-170.

②③ Vallerani, M., "Movimenti di pace in un comune di Popolo: I Flagellanti a Perugia nel 1260", *Bollettino della deputazione Umbria di storia patria*, 101, 2004, pp.369-418.

おわりに

本稿では、一三世紀の北中部イタリアにおける、コムーネの司法のあり方をコムーネの正当化というコンテクストの中で検討した。一三世紀のコムーネの司法は裁判外の紛争解決の論理が入り込み、当事者主義的で仲裁的な性格を有していた。国家的な上からの強い司法を社会秩序の公準とする研究者は、こうした司法を未熟なものとし、この時期のコムーネを弱い権力体と見なしてきた。他方、法人類学の影響を受け、裁判外での自力救済的な秩序維持の有効性を認識した近年の研究者は、この下からの実践の論理を帯びた司法を、当時の社会の中で人々に利用される上で最適なものであったとして、紛争解決の一つの場としての司法の役割

を強調する。こうした研究は、いずれもコムーネの司法が有していたコムーネの正当化の機能を過小評価する傾向にある。第一章で検討したように、コムーネの司法は当事者間での交渉と妥協を中心に形作られていたが、同時に、法廷での実践はコムーネの規則に従って行われ、コムーネが当事者間での新たな関係を仲裁的な決定で導き、それを認可し、保護するという、コムーネの側からの作用も重要な構成要素であった。そして紛争当事者の要望を受けて行われるこうしたコムーネによる保証の活動は、当事者の側からコムーネを自らの保護者として認可するという意味を持つものであった。この時期には、このようなコムーネと当事者との相互的な関係性の構築こそが、コムーネが社会の中で確固たる権力体として安定化する上で重要な役割を担っていたのである。

公的秩序や刑法の概念とともに行われた一三世紀後半の司法に關しては、下からの紛争解決の論理によって支配されていた司法に、上からの統制の論理が加わったことが注目され、ここに近代国家形成の指標と、コムーネが国家的な権力体へと発展する原動力が読み取られてきた。しかし、第二章で考察したように、こうした研究は、同時代的な司法の意味を正しく把握できていない。一三世紀半ばより頻繁に史料に現れる公共の平和や *publicum* の概念は、ポポロと豪族との政治闘争の中で新たな政権が自らを正

当化するために練り上げたイデオロギーであったのであり、決してコムーネが近代国家のような統治体へと転換したことを示すものではなかった。また、司法の実践の局面から見られたように、刑法の概念は、有罪判決によって一方的に紛争当事者を罰することと社会を統制しようとするためのものではなく、紛争に介入し、有罪判決とその恩赦によって彼らと相互認可を行うために、道具として意味を持つものであった。そして、ヴェンデッタや私的な平和などの社会的実践に対して、コムーネは、それらを禁止するのではなく、認可した上で規則化し、自らの統治の論理の中に取り込む政策をとっていた。このように、刑法の概念とともに行われたこの時期の司法は、それ以前と同様に、統治者の上からの論理と、紛争当事者とそれを取り巻く地域社会の下からの論理とが組み合わさって形作られるものであったのであり、そうした司法が生み出していたものは、上からの司法によってもたらされると想定されてきた、社会の諸力を排除する形で形成される中央集権的な権力秩序ではなく、多様な諸力をコムーネの制度的枠組みの中に含み込んで形成される複合的な権力秩序であった。

さて、こうした一三世紀の司法の形態、コムーネの社会に対する正当化のあり方は、都市の権力が一握りの家族や人物に集中する寡頭制とその後のシニョリア制へ移行する一四世紀後半から

一五世紀の過程で、大きな変貌を遂げるとされている。このとき、これまでのコムーネと社会との相互のコミュニケーションを基礎とした司法に代わり、強大な権力による直接的で抑圧的な社会統制が行われるようになるのである。こうした変化を明確に示しているのが、法廷への告発システムである。フィレンツェでは一三世紀から一四世紀前半にかけて、法廷への告発は都市の末端組織である小教区の集会で選出されたカッペラーニと呼ばれる人物によって主に行われていた。<sup>①</sup>コムーネは地域共同体に根ざした人間に承認を与え、彼らの秩序維持の実践を認可し、彼らとの間で相互認可を行うことで、自らを中心とする秩序を構築、維持していったのである。一四世紀半ば以降、このカッペラーニの数が減少し、司法長官直属の警備兵 *braccio* の数が増加する。これはコムーネの司法のあり方が地域社会との関係を通して行われてきた従来のものから、直接的で一方的に個人を監視するような形態へと変化したことを示している。特に、チョンピ一揆後の一三七八年に設立され、その後、ポDESTAなど外国人長官の司法機関に代わり、都市の治安維持を担うこととなる、オット・ディ・グアルディアは、多くの警備兵を利用して、個人と地域社会を直接的に上から監視、統制しようとする機関であった。

中世から近世にかけて見られる、こうした司法と権力構造の変

容に関する具体的な考察は、今後の課題としたいが、最後に本稿での議論を踏まえ指摘しておきたいのは、この変容を検討する際に、当時の司法のあり方の中に、下からの紛争解決の原理と上からの秩序維持の原理とを二項対立の図式の中で探し求め、単純に前者から後者への移行に、中世の不安定な統治システムからより安定的な近代国家の秩序への発展を読み取ることの危険性である。これまで見てきたように、こうした視点は、より複雑な現実の司法のあり方、その司法を通して成し遂げられる統治のあり方に誤った評価を与えてしまう恐れがある。我々が目を向けるべきは、中世から近世への移行の各段階における、紛争を内的に動かして

いる紛争当事者や社会の側からの社会的実践の論理と、それを用いる紛争当事者や社会の側からの権力体の側からの統治の論理との絶え間ない交渉の渦中にある司法の姿であり、そうした司法を通して生み出される、近代国家とは異なる権力秩序の様相であろう。

① Zorzi, A., "Contrôle social, ordre public et répression judiciaire à Florence à l'époque communale: éléments et problèmes", *Annales ESC.*, 5, 1990, pp. 1169-1188; Id., "Ordine pubblico e amministrazione della giustizia nelle formazioni politiche toscane tra Tre e Quattrocento", in *Italia 1350-1450: tra crisi, trasformazione, sviluppo*, Pisa, 1993, pp. 419-474

including the relationship between Khitai and Song dynasty in 970, were all initiated due to Khitai, seeking a successor for Shi Jing-tang of the Later Jin.

3) Comparing the relationships in the treaty of Chan-yuan and that between Khitai and the Later Jin, one sees that they are similar in most respects.

4) Shi Jing-tang succeeded to the throne as the successor of Li Si-Yuan not only in domestic terms but also in terms of external relations, and therefore the relationship between Khitai and the Later Jin was linked to the relationship between Khitai and later Tang, and also to Li Jin.

As the result of this analysis, it can be said that the treaty of Chan-yuan was a reincarnation of the relationship between Khitai and the Later Jin (Shi Jing-tang), and that its source can be found in the treaty of Yun-zhong concluded between Ye-lu A-bao-ji and Li Ke-yong, namely Khitai and the Shatuo. Furthermore, the idea that the treaty of Chan-yuan was a rarity or anomalous in terms of the relationship between a Chinese empire and its neighbor must be revised. I concluded that from the viewpoint of central Eurasian history, because both Khitai and the Shatuo were situated on the fringe of the Uighur empire and started to develop after its collapse, the treaty of Chan-yuan marks the end of a historical trend following the collapse of the Uighur empire.

## Giustizia nel comune dell'Italia medievale: Conflitti e risoluzioni giudiziarie

by

NAKAYA So

Nel Duecento in ogni centro cittadino dell'Italia centro-settentrionale la giustizia dei comuni avevano un ruolo ben preciso per quanto riguarda il mantenimento dell'ordine e la risoluzione delle dispute. Tradizionalmente, gli storici del diritto hanno dato grande rilievo al concetto di ordine pubblico e alla procedura penale e hanno colto segni premonitori dello Stato moderno all'interno di tale innovativo stile di sistema giudiziario. D'altro canto, negli ultimi anni i ricercatori, che hanno come oggetto dei loro studi le dispute e la risoluzione di esse, hanno osservato il sistema giudiziario del tempo tramite il punto di vista delle parti interessate nelle dispute, usando i metodi dell'antropologia giuridica. In questa interpretazione la giustizia del comune, nello svolgersi delle dispute fra le parti in causa, è stata così interpretata come luogo di scontro e negoziato fra le parti.

Nel mio lavoro ho esaminato il sistema giudiziario dei comuni nell'Italia medievale

in un contesto di crescita degli stessi a livello politico e non secondo i punti di vista fino ad oggi dominanti, che li hanno considerati come traccia iniziale dello Stato moderno o come una parte delle strategie che avvenivano nello svolgersi delle dispute fra le parti. Ho evidenziato che nel Duecento il comune, che era solo collettività del ceto dirigente, ricorreva insistentemente a misure giuridiche per esercitare la sua influenza sull'intera città e governava di fatto la società, autolegittimandosi. In particolare, ho dato rilievo al potere riorganizzativo dell'ordine esistente nella pratica della risoluzione dei conflitti giuridici del tempo e ho così osservato la relazione fra il potere politico e la giustizia.

Nel primo capitolo ho esaminato l'aspetto della giustizia fino a metà del Duecento. In quel tempo la corte comunale non era luogo di giudizio emesso dal giudice, ma veniva utilizzata dalle parti contendenti in quanto luogo di negoziato e arbitrato. Tale carattere della giustizia rispecchiava la società nella quale le azioni reciproche delle parti al di fuori del processo giuridico avevano effetti anche nel sistema del mantenimento dell'ordine attraverso negoziati e trattative. Tuttavia, anche se nella corte comunale tale logica al di fuori del processo giuridico favoriva la risoluzione delle dispute, questa costituisce un momento importante di riorganizzazione delle relazioni tra le parti interessate e il comune; pertanto la pratica della risoluzione delle dispute aveva un grande significato per la legittimazione del comune. In seguito alla pratica della risoluzione giuridica della disputa, il comune poteva diventare il tutore della parte interessate e della società locale attraverso l'approvazione reciproca.

Nel secondo capitolo ho esaminato la giustizia criminale a partire dalla seconda metà del Duecento. Prima di tutto, nego il pensiero che considerava il concetto di pace pubblica come il segno della nascita dello Stato moderno, osservando attentamente che questo concetto era inventato dal "popolo" per escludere i magnati nel corso della lotta politica. Però questa giustizia ci forniva un nuovo mezzo per la legittimazione non solo del nuovo ceto dirigente, ma anche del comune come organo che governava la società cittadina. Tuttavia il comune, pur utilizzando questo nuovo concetto di giustizia, la gestiva in base alla logica esistente del mantenimento dell'ordine attraverso l'approvazione reciproca. Quindi, il comune non era autorità che governava dall'alto la società come lo Stato moderno ma era una forma di potere radicata nella società.

Come detto fin qui, per il comune, che tentava di governare di fatto la società cittadina nel Duecento, la giustizia aveva la funzione di riorganizzare l'ordine esistente in un assetto che vedeva il comune fulcro della società. Anche la giustizia medievale che si svolgeva attraverso l'approvazione reciproca tra comune e società, riconoscendo la pratica sociale esistente della risoluzione del conflitto, pur non ponendo il comune autorità super partes come avviene nello Stato moderno, lo promuove comunque al centro della società.